

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市市民交流広場条例第2条	
所 管 課	都心未来創造 部	都心活性化 担当
審 査 基 準	<p>次に該当する場合は許可するものとする。 ・堺市市民交流広場条例第2条第2項</p>	
標準処理期間	標準処理期間	申請書受理日から10日（納入通知書発行から使用料の納付確認までの期間は含まない）
	標準処理期間を設定できない理由	